

1. 議会報告会関係について

議会報告会の内容（意見や見解・回答など）が市のホームページに掲載されました。とっても良いことだと思います。大変でしょうが、引き続き掲載をお願いします。議会だよりに、検索方法について掲載したほうがわかり易いと思います。

【回答】

議会だよりに、議会トップページのURLとQRコードの掲載を検討します。

2. 議会だよりに掲載されている採決結果の凡例について

賛成：○、反対：×、欠席：欠、棄権：－、退席：退 議長は空欄

①棄権とはどのようなケースの場合ですか

②退席の場合：自分の意思による場合、規則等で退席する場合があるのでは。

※監査委員の選任の場合、該当者は自分の意思では無く規則によるものではないですか。
北本市の場合は退席

※本人に関する案件のため、採決には加わらず－の表示となっている（鴻巣市）

③次の場合どのような表決の表示となりますか。

・○○議員に対する問責決議や議員活動の自粛など（北本市での過去の事例の有無）

※除斥：議会における審議の公正を期するために、審議事件と一定の利害関係を有する議員は、当該事件の審議に参加することができない制度のこと（和光市 除斥：除）

※本人に関する案件のため採決には加わらず－の表示となっている（鴻巣市）

【回答】

①「棄権」は、議場内にいながら表決に参加しない場合を想定しています。

②表決時に議場内にいない場合は、地方自治法上の除斥の場合を含め、「退席」と表記しています。

③議会だよりの採決結果の一覧が議員ごとになった平成 28 年以降、議員個人に関する問責決議等の事例はありません。

・「除斥」と「退席」を明確にするため、議会だよりにおける表記を区別することについて、今後検討してまいります。

3. 令和 2 年第 4 回定例会（12 月議会）の請願及び決議の扱いについて

①公共施設適正配置計画における、地区公民館等移転計画に伴う各地域コミュニティ委員会の新たな活動拠点確保に関する請願

②新ごみ処理施設の整備にあたり慎重かつ丁寧な対応を求める決議

上記については全議員が賛成しました。今後の取り組みや、実効性等に教えてください。

【回答】

① 地方自治法第 125 条の規定による処理の結果及び結果の報告の請求や、予算等議案の審査、一般質問などを通じて確認することになります。

② 令和 3 年度一般会計予算に一般廃棄物処理施設整備調査委託事業が計上されたことから、令和 3 年第 1 回定例会において総括質疑や予算決算常任委員会分科会で質疑がなされました。また、建設経済常任委員会の協議会において、白紙解消までの経過

や燃やさないごみ処理方式の研究、市民との意見交換などを実施しているところです。引き続き委員会や本会議等において、調査の結果や鴻巣市等との協議の状況等を確認してまいります。

4. 議提第〇〇号等の書面の提出時に、読み上げる部分を簡略してはどうでしょうか。

参考例：別紙 1

提出者 北本市議会議員 〇〇 〇〇

賛成者 北本市議会議員 〇〇 〇〇 以下は氏名のみで良いのではないのでしょうか。

【回答】

近隣市の状況を調査したところ、「〇〇市議会議員」の部分は省略するか、「同」としている市が多かったため、読み上げ方について今後議長に提言してまいります。

5. 書画カメラ、プロジェクター等の導入の経緯と経過について（財政的も含む）

①平成 31 年第 1 回定例会－総務文教常任委員会の会議録には経緯と経過について示されていないと思います。

②導入後の効果等は検証されたのでしょうか。誰が検証されたのですか。

③書画カメラ、プロジェクター等は一定程度記憶には残ります。

文書は記録として残ります。

※会議録の最後に資料（市の提出資料、議員の参考資料）として添付してはどうでしょうか。

※議員作成の参考資料も議会事務局で印刷してもらい、公費で賄うべきではないでしょうか。

④埼玉県内の他市でも書画カメラ等を導入しているところがありますか。

⑤過去の他市への視察で書画カメラ等を導入している事例はありましたか。

⑥議会改革との関連性がありますか。

⑦導入及び維持の費用を予算、決算で教えてください。

【回答】

① ICTを活用した「市民に開かれた議会」の実現及び資料のクラウド化によるペーパーレス化等を目的として、平成 27 年度に情報端末機器（タブレット）等導入の検討を開始しましたが、平成 30 年度に議会運営委員会において愛知県可児市及び千葉県柏市を視察した結果、使い易さや傍聴人への分かりやすさの観点から、平成 30 年 9 月 25 日の議会運営委員会において書画カメラ等の導入が決定されました（タブレットの導入は見合わせ）。

② 議会運営委員会において活用方法を継続的に話し合っています。当初は 1 回目の質問時だけ使用可能、枚数を 10 枚までと制限していましたが、令和元年第 4 回定例会からはこれらの制限を撤廃しました。

③ 会議録は、会議の次第を記録するものであることから、資料を載せることはできません。会議録と別に資料を保存又は公開する事例や方法について調査・検討することを議長に提言してまいります。

書画カメラの導入前は、議員が参考資料を配布する場合には、議会事務局において印刷を行っていましたが、書画カメラの導入の目的にはペーパーレス化も含まれていることから、議会事務局での印刷は行わないこととなりました。しかし、資料によっては文字が小さくスクリーンに映写された文字だけでは傍聴席から読めないこともあるため、資料を説明する議員自身が自らの判断と負担により参考資料を印刷、配布しています。

- ④ 本市の導入時点ではありませんでした。その後については把握していません。
- ⑤ 平成30年度の議会運営委員会の行政視察により、愛知県可児市、千葉県柏市において導入されている事例を確認しました。
- ⑥ ICTを活用した「市民に開かれた議会」の実現に向けた取組として導入したものであり、議会改革の一環です。
- ⑦ 導入経費：なし、維持経費：年間1,262,304円（リース料）

6. 採決システムの導入の経緯と経過について（財政的も含む）

- ① 令和2年第1回定例会－総務文教常任委員会の会議録には経緯と経過について示されていないと思います。
- ② 導入の利点等が広報1月号（議長挨拶）や議会だよりに掲載されていますが、従来の方式で不都合な事象がありましたか。
- ③ 埼玉県内の他市でも同じようなシステムを導入しているところがありますか。
- ④ 過去の他市への視察で同様な事例はありましたか。
- ⑤ 議会改革との関連性がありますか。
- ⑥ 導入及び維持の費用を予算、決算で教えてください。
- ⑦ 採決の結果について数字ではなく、賛成多数と宣言するのはなぜですか。
- ⑧ 市議会規則で議長が必要と認めるときは、電子採決システムにより表決をとることができる。

※必要があると認めるときとは？必要がないと認める場合もあるのですか？

【回答】

- ① 議場の映像・音響システムの更新に伴い、事業者から更新前の機器賃借料と比べ、さほど増額にならない価格で、電子採決システムが導入できるとの説明を受け、議長が導入の方針を決めたものです。
- ② 挙手による採決の場合、挙手のタイミングや挙げ方によって傍聴者等に分かりづらいことがありました。採決システムの導入により、各議員の賛否や集計結果が画面に表示されるようになり、分かりやすくなりました。
- ③ 久喜市、吉川市、熊谷市、秩父市（令和2年10月6日時点）
- ④ 千葉県柏市（平成30年8月17日議会運営委員会行政視察）
- ⑤ ICTを活用した「市民に開かれた議会」の実現に向けた取組の一環です。
- ⑥ 導入経費：なし、維持経費：年間2,353,560円（リース料）
※ 電子採決システムを含む映像・音響システム全体の金額です。
- ⑦ 地方自治法第116条第1項により、議会の議事は出席議員の過半数で決することとされています。人数では過半数かどうかは不明であることから、議決結果を明確に

するために「全員」や「多数」と宣言しています。

- ⑧ 議長の議事整理権に基づき、議事を円滑に進行するために、電子採決システムを使用しています。電子採決システムを使用しない可能性もあります。

7. 会議録の作成と公開について（貸し出しを可能としてください）

①本会議の会議録の作成までのおおよその日数は

※1階の市の閲覧コーナーに配置されるまでの日数は

※ホームページに掲載されるまでの日数は

②各常任委員会の会議録を本会議の取り扱いと同様にしてください。

【回答】

① 現在の契約では、会議録の納期は次の定例会の招集告示日前日まで（開会日の8日前）、会議録検索システムへの掲載はその翌日が納期となっています。

② 各常任委員会の会議録については、令和3年第1回定例会から公開を行いますが、会議録検索システムでの公開は予算措置が必要となるため、現在の契約の更新時期にあわせて令和4年2月1日以降に開催される委員会の会議録から開始することとし、それまでの間はPDFデータをホームページ上で公開することとなっています。

（貸し出しについて）

数に限りがあり、広く市民の皆様にご覧いただけるよう、貸し出しは行っておりません。

8. 市議会の広報等について

①広く市民に市議会の存在を知ってもらうために、防災行政無線を活用して議会の開催等を知らせてはどうですか。アナウンス効果もあるのでは？傍聴者増には結び付かないと思いますが。

※選挙時も検討してはどうですか。（国政、地方選挙も含め）

【回答】

- ・北本市では、防災行政用無線局運用要綱に基づき、緊急性や重大性のある情報について、防災行政無線により放送することとしています。
- ・多くの市民に関心を持っていただけるよう、議会ホームページやSNSによる議会情報の発信について、議会広報広聴委員会で検討してまいります。